別表六（十一）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六（十一）　特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）		可			
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	調整前法人税額 （別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）	7	円
控除対象済特別試験研究費の額 （別表六(八)「3」）又は（別表六(九)「3」）	2		当期税額基準額 $(7) \times \frac{10}{100}$	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(15)のうち少ない金額)	4				
(3)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3)－(4))と(16)のうち少ない金額)	5		調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「7の③」）	10	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (9)－(10)	11	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の４第７項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
12	13	14
第１号・第２号・第３号		円
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
計		
（14の計）のうち(12)が第１号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15	
（14の計）のうち(12)が第２号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）